

株式会社フリークアウト・ホールディングス

定款

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、株式会社フリークアウト・ホールディングスとし、英文ではFreakOut Holdings, inc.と表示する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を行う会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) ウェブシステムの企画、開発及び流通
- (2) インターネットによる広告の販売及び情報の提供
- (3) コンサルティング業務
- (4) マーケティング業務
- (5) 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業務
- (6) ソフトウェアの研究、企画、開発、設計、制作、販売、賃貸、保守、管理及び輸出入
- (7) 情報処理・情報提供サービス
- (8) インターネットのホームページの企画及び制作
- (9) 映像、ゲーム等のデジタルコンテンツの企画、制作及び販売
- (10) 無体財産権(著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)の取得、使用許諾、売買、譲渡及び管理
- (11) 有価証券の取得、保有、投資及び運用
- (12) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (13) セミナー・研究会等の講演及び運営業務
- (14) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式の総数は、30,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条

当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条

当社の株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続き等に関しては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条

当社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(基準日)

第13条

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(議決権の代理行使)

第14条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

3 株主又は代理人は前項の書面の提出に代えて、法令に定めるところにより当会社の承諾を得て、代理権を証する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(株主総会の招集権者及び議長)

第15条

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれを決する。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、5名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第20条

取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条

取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 前項の規定に係わらず、当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第24条

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条

当会社に代表取締役1名以上を置き、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中からこれを定めるものとする。

2 代表取締役が1名の場合は、その代表取締役を社長とし、代表取締役が2名以上あるときは、取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長を選定する。

3 当社は、必要に応じ、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会規程)

第26条

取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条

監査等委員会は、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第32条

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容を決定する。

(会計監査人の任期)

第34条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第35条

会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て、代表取締役が定める。

(会計監査人の責任免除)

第36条

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第38条

剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。配当には利息を付さない。

2 前項に定めるほか、当社は、取締役会の決議により、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載され又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限る。以下、「中間配当」という。)を行うことができる。中間配当には利息を付さない。

(剰余金の配当の除斥期間)

第39条

剰余金の配当(中間配当を含む。)がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

第1条

当社は、第6期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、第6期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。